

事項に就ては極力善處すべく、同事項中、一ヶ月公休二日支給の件一は五月十一日より實施の運びに至る様努力するを以て此の際輕率すべからずとて諒解を得るに努むるところあつた。

然るに従業員側に在りては相當急分子も介在し中には極文を撤布する者あり、旁々同月三十日會社側との對策並に交渉委員として十三名の委員を選定し、且つ第一の對策として近接各私鐵會社の待遇條件調査の爲右委員中一名を派遣し内密に調査を遂げたる所、相當改善を要求すべき根拠を發見したので、五月六日緊急委員會を開催して之を報告すると共に、重役會開催前に各重役を歴訪して要求の貫徹に努むることとなつたので、従業員側代表五名は五月七日八日の兩日會社重役を訪問要望するところがあつた。

會社側に於ては五月十四日日本社に重役會議開催の上、従業員側の要望並に各私鐵會社の待遇條件調査の結果を報告して歎願事項に就き協議のところ、左の通決定したので、翌十五日午後三時従業員代表十三名を本社事務所に招き右決定の内容を詳細説明して之に依り解決を要望したのであるが、其の内賃金に關し、
従業員側の要求たる一日給三十錢の値上と會社側重役會議の決定たる一日給十五錢の主張とに就き各々自説を堅持して譲らなかつたのであつたが、漸やく双方譲歩して一日給平均二拾錢の値上にて次の通解決することとなつたのである。

十二、解決條件

第一給料値上に關する件